

平成 29 年 12 月 7 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 54 号
**「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取
扱い（案）」の公表**

コメントの募集

当委員会は、国債等の利回りでマイナスが見受けられる状況に関連して、平成 29 年 3 月 29 日に実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 34 号」という。）を公表し、安全性の高い債券の支払見込期間における利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務の計算における割引率について、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを当面の取扱いとして定めています（実務対応報告第 34 号第 2 項）。この当面の取扱いは、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度までに限って適用することとし、引き続き検討を行うこととしていたため、当委員会では、実務対応報告第 34 号において示された論点の整理を含め、審議を行って参りました。

今般、平成 29 年 12 月 5 日開催の第 374 回企業会計基準委員会において、標記の「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 30 年 2 月 7 日（水）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : discountrate2017@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（本公開草案第 2 項）

実務対応報告第 34 号第 3 項に定める適用時期について次のとおりとする。

（変更前）「本実務対応報告は、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度まで適用する。」

（変更後）「本実務対応報告は、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から、第 2 項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める当面の間、適用する。」

■ 適用時期（本公開草案第 3 項）

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

質問 1

本公開草案では、実務対応報告第 34 号の適用時期を変更することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

質問 2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

（参 考）

本公開草案は、第 374 回企業会計基準委員会に出席した委員 14 名のうち 13 名の賛成により公表が承認されました。なお、本公開草案の公表に委員 1 名が反対しており、本公開草案の公表に反対した渡部仁委員から、次の意見が出されています。

原則として「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」に限定すべきであり、「利回りの下限としてゼロを利用する方法」を無制限かつ無期限に許容すべきではない。

「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」は、利回りがプラスの場合の取扱いと明らかに高い整合性がある一方で、「利回りの下限としてゼロを利用する方法」は、利回りがプラスの場合の取扱いと整合性が確保されていない上、整合性を崩すべき十分に合理的な理由が見出されてはいないとする。

退職給付に関する会計基準において「退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する」とされている。ここでは、「期末までに発生している」という勤務期間に関する調整と、「割り引いて」という貨幣の時間価値に関する調整の2つが要求される。確かに、前者の勤務期間に関する調整は退職給付見込額の内枠となる調整だが、後者の貨幣の時間価値に関する調整は金利がマイナスとなる可能性を考慮すると、必ずしも内枠となる調整ではない。換言すると、「退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を超えて備える必要はない」とする、本実務対応報告の公表の経緯に記載される理由は合理的ではないと考える。

また、期間損益上の費用配分の観点でも利息を合計した「勤務費用+利息」の総額は退職給付見込額と一致するのであり、費用配分の観点で何の矛盾も不都合もない。

したがって、仮に、「利回りの下限としてゼロを利用する方法」を許容する場合であっても、あくまで経過措置として位置づけるべきであり、その使用に何らかの制限（継続適用要件等）を課したうえで、比較可能性確保の観点から、「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」との差異について何らかの開示を要求するべきである。

また、「当委員会が認める当面の間、適用する」といった不明確な規定では、必要な場面で検討が再開されるかどうか不明でなく、実際には金利水準に関わらず半永久的に見直しが行われない懸念が大きい。したがって、見直しを行う条件を、より明確化すべきである。

以 上